

13. 脳ドック・心臓ドック 受診料助成

1.事業概要	・会員事業所の交通安全対策として、事業所に在籍する運転者が脳ドック・心臓ドックを受診した場合、受診に要した費用の一部を助成します。
2.受付期間	・令和4年4月1日～令和5年2月15日 ※ただし、予算到達次第受付終了します。
3.助成予算	・1200万円
4.助成対象	・令和4年4月1日以降に脳ドック・心臓ドックを受診した県内の会員事業所に在籍する40歳以上（受診時）の運転者であり、社会保険に加入している者（被保険者本人）とする。
5.助成金額	<p>①脳ドック・心臓ドックともに運転者一名につき15,000円を助成します。 （一名につき脳・心臓 いずれか一回限り）</p> <p>②申請は一社で2回まで可能です。</p> <p>③申請人数は、保有車両数（県内営業所に登録されているエンジン付き事業用トラックの車両数）と同数を限度とします。</p> <p>④受診料が15,000円未満の場合は、支払った受診料を限度として助成します（千円未満切捨て）。</p>
6.助成条件	<p>・以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。</p> <p>①静岡県トラック協会の会員となり、2カ月以上経過していること。</p> <p>②本助成申請時の直近までの会費が完納されていること。</p> <p>③社会保険に加入していること。</p>
7.申請方法	<p>・「脳ドック・心臓ドック受診促進助成金交付申請書」に、下記の書類を添付し静岡県トラック協会業務部へ提出してください（郵送可）。</p> <p>【添付書類】 〔脳ドック・心臓ドック共通〕</p> <p>①脳ドック・心臓ドック受診明細書（様式2）</p> <p>②領収書の写し ※医療機関が発行するもので「脳ドック」または「脳MRI健診」「心臓ドック」、「会社名」、「受診人数」の記載のあるもの（注参照）。 ※「人間ドック+脳ドック（又は心臓ドック）」についての領収書の場合は、「<u>脳ドック単体の金額がわかる書類（請求明細書など）</u>」を別途添付すること。</p> <p>③厚生労働省年金局発行の直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し</p> <p>④「助成金振込先通帳」の写し ※銀行名・支店名・カナ名義・口座番号・預金種類 記載のページ。</p> <p>注) <u>上記②領収書に「脳ドック」「脳MRI健診」「心臓ドック」の記載がない場合、医療機関が発行するもので「脳ドック」「脳MRI健診」「心臓ドック」と記載のある請求書または診療明細書の写しを添付すること。</u></p>